

支部長の仕事

項 目	会 務 内 容	備 考
会費集金	・ 組長より会員の年会費を受領 自治会に１００ある組の中で、一括集金されている組は９８組です。 ＊ 途中での加入や、途中での退会に関しては月割りで対応します。 （事業者の会員には領収書を発行します）	組長さんから受領した会費→自治会の会計宅へ届ける。 ＊ 自治会規約参照 ＊ ４月中に集金
配布・回覧	支部長が市の広報、不定期な回覧物、全会員配布資料等を組長宅へ届け、早急に配布・回覧していただくよう促す。	＊ 回覧袋の活用を助言する。
各種連絡	・ 防犯灯：点灯しない・器具の損傷・新設 ・ ご不幸：会員ならびに同居家族を含む ・ 問題事項：日常生活支障、災害時要援護者への支援、会員の意見・要望等	地域の副会長宅へ連絡してください。 ＊ 防犯灯新設力所は、地図を作成してください。
募金活動	・ ５月：日本赤十字社資募集（５００円） ・ ６月：「社会福祉協議会費」（５００円） ・ ９月：「赤い羽根募金」（５００円）	組長さんから受領した募金→地域の副会長宅へ届ける。
お札のお取り次ぎ	・ ９月：貝島今宮神社 ・ １０月：鹿沼今宮神社 ・ １１月：伊勢神宮等々 - その他お札の取り次ぎ	組長さんから受領した集計用紙→地域の副会長宅へ届ける。
加入勧誘	・ 新規入居者があった場合、組長さんの要請にもとづき、自治会加入を促す（執行部の協力が必要な場合は、支部長さんが、地域の副会長宅へ連絡し、協力を要請する）	
退会把握	・ 会員が転居等で退会するときは、副会長さんへ連絡してください。	
近隣会合	・ 組員の要望の吸い上げや組員の親睦を図るため・高齢者支援・安全安心を図るため、開催されている組があります。	任意の開催です。

行事募集	・自治会や関係団体が主催する行事への参加の取りまとめをしてください。	組長より集計した用紙を預かる。支部長さん→地域の副会長宅へ届ける。
葬儀対応	・組員宅で葬儀が執りおこなわれることがわかったときは、組内で協議し慣例にならった協力をし、速やかに副会長さんへ連絡してください。	施主の希望を最優先させるよう心掛ける。
運営協力	・夏まつり、神社例祭、公民館まつり、新年会、どんど焼き 等々の行事には、積極的に参加してください。	
災害対応	・地震・風水害等の災害時には、一時避難場所へ率先して、組長さんとともに協力し、所要の行動・伝達等をおこなってください。	東部： ツルハドラック 中央： ココス跡地 西部：星の宮公園
各種会合・行事への参加	・定期的に開催される役員会への参加 ・総会への出席 ・夏祭り、神社例祭、忘年会、新年会等々の行事への参加	・役員会：年 7 回 ・行事：準備や片付け作業への協力

支部長の任期について

「支部長」の任期は、「貝島町自治会会則」第 6 条で「役員に位置付けられ、同会則 10 条において「任期は 2 年」と定められています。しかし、近年「共稼ぎの世帯」・「高齢者の介護世帯」等々が散見され、2 年の間支部長の任期を務めきれないケースも認められます。そのような場合は、組内内で協議していただき、支部長の任期を 1 年にして、組の中で順番を決めていただくのも現実的ではないかと思います。

組のみなさんや支部の皆さんが、お住いの周囲に目を光らせていれば、特殊詐欺・交通事故・盗難事件・いたずらやいやがらせ 等々の不愉快な出来事に遭うこともなく、貝島に住んで良かったと思っていただけるまちづくりが約束されるものと思います。

大変なことは、皆さんで少しずつ役割を分担しあい、楽しみや幸せは皆さんで大きく分け合いましょう。